

芦原温泉上水道財産区管理会条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 142 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条の 2 第 1 項及び第 296 条の 4 第 1 項の規定に基づき、芦原温泉上水道財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第 2 条 芦原温泉上水道財産区(以下「財産区」という。)に芦原温泉上水道財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。

2 管理会は、芦原温泉上水道財産区管理委員(以下「委員」という。)6 人をもって組織する。

(委員の選任)

第 3 条 委員は、財産区の給水区域内に 1 年以上住所を有する者で、専用給水装置若しくは共用給水装置を所有し、又は使用する家屋の給水名義人で、あわら市議会議員の被選挙権を有するもの(以下「資格者」という。)のうちから、市長が議会の同意を得て、これを選任する。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前項により補充を行う。ただし、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職及び資格決定)

第 4 条 委員が資格者でなくなったときは、その職を失う。

2 委員の資格者としての資格の有無は、管理会の会議においてこれを決定する。この場合において、出席委員の 3 分の 2 以上の多数により決定するものとする。

3 前項の場合において、当該委員は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格について弁明することができる。ただし、決定に加わることはできない。

(会長及び副会長)

第 5 条 管理会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、それぞれ 2 年とする。

4 会長は、会務を総理し、管理会を代表する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 管理会は、会長が招集する。この場合において、会長は、招集の旨を市長に通知しなければならない。

2 2 人以上の委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第7条 管理会は、4人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、会長の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 管理会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(管理会の同意を要する事項)

第8条 財産区の財産の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。

(1) 財産の全部を処分すること。

(2) 財産の価値を減少する処分をすること。

(3) 財産全部又は一部について、その形態又は機能を変更する処分をすること。

(4) 財産の住民に対する使用関係の設定制限若しくは廃止又は使用関係の変更をすること。

(5) 財産の管理計画を定め、又は変更すること。

(6) 使用料、加入金、分担金又は夫役現品に関すること。

(7) 予定価格100万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶこと。

(8) 予算及び決算に関すること。

(9) この条例及び財産区に関する他の条例並びに規程を改廃すること。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営については、あわら市議会の議事運営の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の芦原町上水道財産区管理会条例(昭和30年芦原町条例第30号)の規定に基づき芦原町上水道財産区管理委員に選任されていた者は、第3条第1項の規定にかかわらず同項の規定により選任された委員とみなし、その任期については、なお従前の例による。